

宣誓書

当社は、ここに以下のとおり表明する。

1. 当社は、「シーメンスへのサプライヤーおよびビジネスパートナーのための行動規範」(以下「行動規範」という)を書面で受領し、当社とシーメンス株式会社(以下「シーメンス」という)との間で締結した契約の履行に際し、当該行動規範の原則と要求事項を遵守する旨、本書をもって約する。
2. 当社は、「シーメンスエネルギーへのサプライヤーおよびビジネスパートナーのための行動規範」(以下「行動規範」という)を書面で受領し、当社とシーメンスエネルギーとの間で締結した契約の履行に際し、当該行動規範の原則と要求事項を遵守する旨、本書をもって約する。備考:シーメンスグループの宣誓書とシーメンスエネルギー宣誓書の内容は同じです。
3. 当社は、この表明が日本法に準拠していることに同意する。

年 月 日

住所

社名(日本語)

社名(英語:正式な英文表記社名がある場合のみ記入)

役職

氏名

印

本宣誓書は、正式な権限を持つ方が記名押印を行った上で、受領日から20営業日以内にシーメンスに返却して頂きますようお願い致します。

シーメンスグループへのサプライヤーおよびビジネスパートナーのための行動規範 Code of Conduct Version 4.0, October 2019

本行動規範は、シーメンスグループ（以下単に「シーメンス」という）の物品および役務のサプライヤーおよびビジネスパートナーに課される基本的な要求事項を定め、その利害関係人および環境に対する責任について規定する。

シーメンスのサプライヤーおよびビジネスパートナーは、本書をもって以下のことを表明する。

法の遵守

- 適用される法制度における法令および規制を遵守すること。

基本的人権および労働慣行

人権侵害を生じさせるものおよび自ら人権侵害に関与することを防止し、国際的に宣言されたすべての人権が尊重されるようにする。女性、児童、移民労働者、または先住民といった弱い立場にある人またはそのような集団に属する人の人権が尊重されるよう、最大の配慮を払うものとする。

- 強制労働の禁止
 - 奴隷的拘束、強制労働および人身売買に関与または貢献しないこと。

- 児童就労の禁止
 - 15歳未満の労働者を雇用しないこと（ILO条約第138号の発展途上国例外条項の対象となる国においては14歳未満の労働者を雇用しないこと）。
 - 18歳未満の労働者を、ILO条約第182号に基づく有害危険業務に従事させないこと。

- 従業員の差別禁止および尊重
 - 従業員に対し、その肌の色、人種、国籍、民族、政治的信条、社会的地位、障害、性別、性的自認および指向、婚姻歴、宗教的信条または年齢を問わず平等な機会と待遇を与えること。
 - 性的、威圧的、脅迫的、虐待的、搾取的な身ぶり、言葉遣い、身体的接触など、精神的虐待、セクシャルハラスメント、人種差別等、従業員の扱いとして許容できないものを容認しないこと。

- 従業員の労働時間、賃金、福利厚生
 - 法的に認められる限り、従業員が労働組合を結成しまたは加入する権利、および団体交渉に従事する権利を認めること。従業員団体あるいは労働組合の構成員に対して冷遇または優遇しないこと。
 - 世界全域において、労働時間に関して適用されるすべての規制を遵守すること。
 - 世界全域において、公正な報酬を提供し、賃金および報酬に関して適用されるすべての法を遵守すること。
 - 国境を越えて人員が配置される場合、適用されるすべての法的要件、特に最低賃金に関する規制を遵守すること。

- 従業員の健康および安全
 - 労働の安全および衛生に関して適用法上および国際的な標準に従って行動し、安全な労働条件を提供すること。
 - 従業員に教育を行い、健康と安全性の問題についての知識を得ていることを確認すること。
 - 合理的な職業上の健康および安全管理システムを確立し、使用すること¹。

- 苦情処理体制
 - 本行動規範に対する違反が疑われるときに、従業員が保護の下で報告できる仕組みを利用できるようにすること。

環境の保護

- 環境保護に関し、適用法上の規制および国際的な標準に従って行動すること。環境汚染を最低限に抑制し、環境保護のための継続的改善を行うこと。
- 合理的な環境管理システムを確立すること¹。

公正な経営慣行

- 汚職と贈収賄の禁止
 - 方法を問わず、汚職および贈賄を認めず、かつ直接または間接かを問わず関与しないこと。また、公的機関の意思決定に影響を与え、または不適切な優遇措置を得る目的で、民間部門の公的機関関係者または相手方に対して、何らかの利益の提供、受領および約束を行ってはならない。不適切なファシリテーション・ペイメントの提供、受領も行ってはならない。
- 公正な競争、独占禁止法および知的財産権
 - 国内外の競争法に従って行動すること。また、競合他社との間で、価格操作、市場または顧客の割当、市場分割または入札談合を行わないこと。
 - 他者の知的財産権を侵害しないこと。
- 利益相反
 - 社内および/またはシーメンスに対し、取引上の関係に影響が及ぶ可能性があるすべての利益相反を回避および/または開示すること。また利益相反と思われるものを回避すること。
- マネーロンダリング、テロリストへの資金供給の禁止
 - 直接または間接かを問わず、マネーロンダリングまたはテロリストへの資金供給を幫助しないこと。
- データプライバシー
 - 個人データの秘密を保持し、責任をもって処理すること。各人のプライバシーを尊重し、個人データが実効的に保護され、適法な目的のみに使用されるようにすること。
- 輸出管理および関税
 - 輸出管理および関税に関して適用される法令および規制を遵守すること。

鉱物の調達における責任

- 紛争地域や危険地域から産出した原料、および人権侵害、汚職、武装集団の資金源または同様の悪影響を生じさせる者から調達した原料を製品に使用しないよう、合理的な努力をすること。

サプライチェーン

- 取引のあるサプライヤーに対し本行動規範の原則を遵守させるよう、合理的な努力をすること。
- サプライヤーの選定およびその取扱いについて公平の原則に従うこと。

1 www.siemens.com/code-of-conduct/managementsystems